

基本計画第6章

地域が自立した 協働のまちづくり

- ●第1節 市民参加の推進
- ●第2節 地域コミュニティの形成
- ●第3節 地域情報化の推進
- ●第4節 人権尊重社会の構築
- ●第5節 ふれあい交流活動の充実



第1節 市民参加の推進

まちづくりの現状

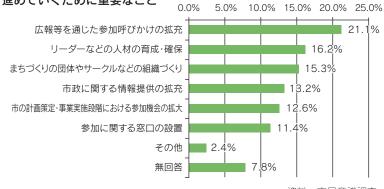
- ○少子高齢化や地球温暖化、高度情報化、グローバル化*など、社会が目まぐるしく変化する中、行政に求められるニーズは多様化、複雑化しています。こうした中で、今後も活力ある地域づくりを進めていくには、行政だけでなく、市民や民間事業者、NPOなどの市民団体がそれぞれの役割を生かし、相互に補完し合う、協働のまちづくりが求められています。
- ○市民参加によるまちづくりを進めるため、市民提案箱*の設置や、公募により参加した市民がまちづくり について調査、研究を行い、市に提言を行うまちづくり委員会の運営などを行っています。
- 〇子育てを終えて、自由な時間が増えた50代から60代のシニア世代が、これまで培った経験を生かして、
 - まちづくりの担い手として活躍することが期待されています。
- ○市民意識調査では、これからの 行財政運営で重要な施策とは協働 のまちづくりの推進」の割合が 最も多くなっています。ま加にしたいて、「特に参加したいと思っか、上を加したいと思うが、具体的な参加の仕と思うが、具体的な参加の仕とする回答が多く、市民参加をないく29.2%)」とする回答が多く、市民参加を非まちいくためには、市政やおには、市政やおには、市政やおには、市政やおには、市政やおには、市政やおには、市政やおには、市政を指表にある。
- ○同じく市民意識調査において、 市政やまちづくりに市民の参加 を積極的に進めていくために重 要な点としては、「広報等を通 じた参加呼びかけの拡充」が最 も多くなっています。

これからの行財政運営の重要施策について(当てはまるものを3つ選択)



資料:市民意識調査

市政やまちづくりに市民の参加を積極的に進めていくために重要なこと



資料:市民意識調査

前期基本計画における成果・課題

市民参加の拡充

- ●平成23年4月に、協働のまちづくりを進めるための基本的な仕組みを定めた宮若市自治基本条例*を施行しました。この条例に基づき、平成24年度にパブリックコメント制度*を開始し、そのほか条例に定める審議会などの委員への公募制度や会議の公開についても導入に向けて取組を進めました。
- ●平成20年度に、地域に出向いて行政の取組や制度について説明を行うまちづくり出前講座*を開始し、平成23年度には18団体が利用しました。

まちづくり支援制度の充実

広報の充実

- ⇒市民やボランティア団体、NPO、企業などが広くまちづくり情報を発信し、交流できるよう、独自にまちづくり SNS*を開設しましたが、利用が進まないため現在は閉鎖しており、それに代わる情報発信、交流の手法について検討を行っています。

広聴の充実

⇒公共施設や郵便局など、市内11カ所に市民提案箱*を設置するほか、ホームページにも市民提案箱のWeb版を作成し、市民からの提案や意見を受け付けています。平成23年度は137件の提案や意見が提出され、前期基本計画の目標件数(100件)を達成しています。

情報公開条例の積極的な活用促進

○ 情報公開条例の積極的な活用を促進するため、情報公開制度の紹介や運用状況を広報紙やホームページにおいて公表しています。

後期基本計画における主要な課題



多様な意見をまちづくりに反映させるために、市民参加の機会を確保することが必要です。

多様化、複雑化する社会的課題を解決していくために、市民、企業、行政が特性を生かした協働のまちづくりを一層推進していくことが必要です。自治基本条例に基づき、情報を適切に提供し、多様な意見をまちづくりに反映させていくための市民参加の機会を確保することが必要です。

課題 2

まちづくりを担う人材の育成やボランティア活動への参加促進が必要です。

協働のまちづくりを推進するため、まちづくりを担う人材を積極的に育成し、その活動を支援することが必要です。また、ボランティア活動を通してまちを活性化させるため、経験豊富なシニア世代を中心として、市民のボランティア活動などへの参加を促進することが必要です。

課題

市民参加に向けたまちづくりへの関心喚起、参加手法の情報発信が必要です。

まちづくりへの市民の関心を高め、参加促進を図るため、まちづくりへの参加手法の紹介や市政や市民によるまちづくりの取組に対する広報を充実するとともに、広聴活動による市民意見のまちづくりへの反映機会を充実し、市民と行政が双方向によりまちづくりの情報を共有できる具体的な指針の策定とその環境づくりが必要です。

課題 4

公正で開かれた民主的な市政の発展を目的とする情報公開制度が、市民から活用されるよう適切な運営が必要です。

市民の知る権利を保障することにより、市民への説明責任と市政への参加を促進し、もって民主的な市政の発展に資することを目的とする情報公開制度の活用促進が必要です。

基本方針

◎市民参加の機会の確保や広報などによる情報発信の充実を図り、市民や企業のまちづくりに対する関心を高めるとともに、課題の共有を図ります。また、まちづくりを担う人材の育成などにより、市民、企業、行政の協働によるまちづくりを目指します。

後期基本計画での主要事業

課題 1 1

自治基本条例の適正な運用と市民参加の機会の確保

事 業 名	事業の内容	担当課
●重点自治基本条例について広報などを通して、条例とその仕組みが市 民に浸透するよう努めるとともに、定期的に検証を行い、必要に 応じて見直しを行います。		総合政策課
②市民参加の機会の確保	まちづくりに対する市民の関心を高め、その声を計画づくりなどに反映させるため、自治基本条例に基づき、審議会などの公開や 委員の公募を開始するとともに、パブリックコメント制度を推進 します。	総合政策課

課題 事業 2

まちづくりを担う人材の育成とボランティア活動への参加促進

事 業 名	事業の内容	担当課
①まちづくり人づくり事業等 補助金の活用促進	前期に引き続き、まちづくり人づくり事業等補助金を活用し、ま ちづくりを担う人材の育成とまちづくり活動の支援を行います。	総合政策課
◎重点②シニアが活躍できる機会の提供	社会福祉協議会などと連携して、50代、60代を中心としたシニア世代が、これまでの経験を生かして、まちづくり活動などに取り組む仕組みづくりや機会の提供を行います。	社会教育課 子育て・人権課 総合政策課
③ボランティア活動に関する 情報発信の充実	ボランティア活動を通したまちの活発化に向けて、ボランティア に関する情報発信を充実し、参加を促進します。	総合政策課

課題 事業 3

広報・広聴の充実

事業名	事業の内容	担当課
●重点①市民の関心・参加を高める 広報の充実	市民が求めている行政情報やまちづくりへの参加方法を迅速かつ 分かりやすく提供するために、広報紙やホームページ、住民開放 端末にとどまらず、フリーペーパーや新聞、ラジオなど、様々な 媒体を活用した広報広聴活動の具体的な指針「(仮称) 宮若市PR プラン」を策定し、効率的、効果的な情報発信を行います。 国や自治体公式ホームページに早期対応が求められているWebア クセシビリティ*(JIS 規格の導入)について検討し、誰もが平等 に市政情報を取得できる環境を構築します。	総合政策課
②広聴の充実	「(仮称) 宮若市PRプラン」に基づき、市民提案箱の活用を促進するとともに、提出された意見がどのように市政に反映されたのかを周知できる体制づくりを構築します。 また、意見提案しやすい環境づくりのため、ホームページなどを活用した仕組みの導入を検討します。	総合政策課
③まちづくり出前講座の充実	消防署や警察署などと連携し、まちづくり出前講座のメニューの 充実や周知に取り組み、市民の利用を促進し、各種制度や暮らし に役立つ情報の浸透に努めます。	総合政策課

課題 4 4

情報公開制度の円滑な運用

事 業 名	事業の内容	担当課
①情報公開制度の円滑な運用	個人情報の保護に努めながら、情報公開制度の円滑な運用を図る とともに、広報紙やホームページを通して、市民の活用促進を図 ります。	総務課

目標指標(成果指標/活動指標)

No.	目標指標	現状値	目標値	担当課
1	ナロのケ眼 担安 <i>仏 *b</i>	平成23年度	平成29年度	総合政策課
'	市民の年間提案件数 	中间提条件数 137件	150件	心口以來詠
2	年間ホームページビュー数※	平成23年度	平成29年度	総合政策課
		中間ホームペークヒュー数ボ	1,471,654件	2,400,000件
2	まちづくり出前講座の	平成23年度 平成29年度		総合政策課
3	年間利用件数	18件	30件	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

計画事業

No.	事 業 名	着手年度	達成年度	担当課
1	自治基本条例の検証	平成26年度	平成26年度	総合政策課
2	(仮称)宮若市PRプランの策定	平成25年度	平成25年度	総合政策課
3	公式ホームページのカスタマイズ*	平成25年度	平成29年度	総合政策課



広報みやわか「宮若生活」

第6章

第2節

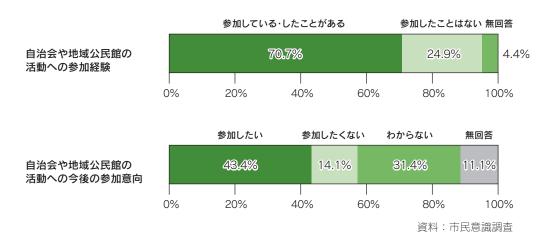
地域コミュニティの形成

地域コミュニティの形成 第2節

まちづくりの現状

- ○宮若市では自治会を地域コミュニティの核として、それぞれで環境美化、市民相互の連絡調整や防犯灯 の維持などの地域活動が行われていますが、組織の高齢化が進むと同時に、自治会加入世帯が減少して おり、今後の継続的な地域活動について課題が生じています。
- ○平成24年3月末現在で、自治会数は77団体となっており、地域のまとまりに応じて8つのブロックに分 けています。
- ○地域公民館で組織する地域公民館連絡協議会については、平成24年3月末現在で、74団体が加入しています。
- ○市民意識調査では、「自治会や地域公民館の活動や行事」について、「参加している・したことがある」 と回答した人の割合が70.7%となっていますが、「今後参加したい」と回答した人の割合は、43.4%と低 くなっています。

自治会や地域公民館の活動や行事の参加経験(上)と今後の参加意向(下)



前期基本計画における成果・課題

コミュニティ施設の整備

(⇒)平成23年4月に、若宮地区のコミュニティの拠点として、ハートフルがオープンしました。行政窓口を維持す るとともに、多目的ホールや図書室、健康増進室、調理室などを備え、生涯学習活動や交流などに幅広く利用 されています。

地域自治意識の高揚

- 🕮 自治会長などの担い手が不足し、活動を休止する自治会が出ているほか、自治会への加入率が低下しているこ とから、自治会活動に対する理解促進や地域自治の意識の高揚を図ることが益々重要になっています。このよ うな課題に対し、自治会長会と連携し、自治会の役割などを記載した加入促進チラシを作成、配布しており、 自治会の維持に努めています。
- 🙁 平成 23年 4 月に宮若市自治基本条例*を施行し、この条例に基づく職員の地域担当制度*を平成 24年度に、笠 松ブロックと若宮ブロックで試行的に導入しました。この結果を検証し、自治会のニーズに合った地域コミュ ニティの活性化支援を今後も実施していく必要があります。

自治会活動を含めたコミュニティ活動の推進

- ⇒国土交通省と犬鳴川などの流域の自治会などが連携して行う、河川の協同管理について、9団体が参加し、堤 防の草刈や巡視を行っています。
- (虻)平成19年度に開始した、農地・水保全管理支払交付金事業*により、地域住民と農業者が一体となった地域ぐ るみの農道整備や草刈り、用水路の維持管理などが行われており、平成24年3月末現在で17団体がこの事業 を活用しています。

地域公民館を核としたコミュニティ活動の推進

- €地域公民館連絡協議会の活動支援を行い、地域公民館活動を通したコミュニティ活動を推進しています。
- ⇒少子高齢化に伴い、地域公民館活動を担う人材や参加者の確保が課題です。

コミュニティ活動支援の充実

○ (財) 自治総合センターの助成事業*、市のコミュニティ活動推進事業補助金*を活用して、自治会などが独自に行うコミュニティ活動について財政的な支援を行っています。これら助成事業について、広報紙や自治会長会総会などで制度の紹介を行い、活用の促進に努めています。

後期基本計画における主要な課題



自治会活動の活性化に向けた支援が必要です。

住み良い環境をつくっていくためには、地域がつながりを深め、情報を交換し、地域の課題に自ら取り組んでいくことが必要です。しかし、地域活動の核となる自治会は、担い手の高齢化や加入世帯の減少などの課題を抱えており、地域自治意識の高揚を図り、転入者や若い世代の自治会への加入を促進するなど、自治会の活性化に向けた支援が必要です。



地域公民館活動の活性化に向けた取組が必要です。

地域公民館活動は、幅広い年代の市民が交流し、地域に対する愛着を育む機会となるものです。しかし、自 治会活動同様、少子高齢化などにより、担い手不足や参加者の減少などの課題を抱えており、地域公民館同士 の情報交換や市が主催するスポーツイベントへの参加などを通して、地域公民館活動が活性化するよう取り組 んでいくことが必要です。

基本方針

◎自治会や公民館活動による交流や助け合いを通して、地域住民がつながりを深め、住み心地の良い地域が形成されるよう支援します。

後期基本計画での主要事業

課題 事業 1 1

自治会等の活性化促進

事 業 名	事業の内容	担当課
①地域自治意識の高揚	自治基本条例に基づく様々なまちづくりへの参加機会を通して、 市民の地域自治意識の高揚を図ります。	総合政策課
②自治会等との連携・活動支援	自治会や自治会長会との連携により、地域の課題について情報を 共有するとともに、その活動を支援します。	総合政策課
③転入者や若い世代の 自治会への加入促進	転入者や若い世代の自治会への加入、活動への参加が促進され、 自治会が活性化するような取組を、自治会長会などとともに検討 し、各自治会で実施されるように努めます。	総合政策課
●重点④地域担当制度等によるコミュニティ活動の活性化	職員による地域担当制度や各種助成事業を通して、コミュニティ 活動の活性化に取り組みます。	総合政策課
⑤河川の協同管理の実施	国土交通省と連携し、自治会などによる河川の維持管理活動を支 援します。	総合政策課

課題 事業 2

地域公民館活動の活性化促進

事 業 名	事業の内容	担当課
①地域公民館との連携・ 活動支援	地域公民館連絡協議会との連携により、課題について情報を共有 するとともに、その活動を支援します。	社会教育課
②地域公民館活動への参加促進	地域公民館活動への参加のきっかけとなるよう、市民が気軽に参 加できるスポーツイベントなどを開催します。	社会教育課

地域が自立した協働のまちづくり



第3節 地域情報化の推進

まちづくりの現状

- ○携帯電話やインターネットの普及、地上デジタルテレビ放送の開始など、急速に高度情報化が進むこと により、日常生活において場所や時間の制約なく、情報通信を活用した様々なサービスが受けられるよ うになりました。旧若宮町で利用されているオフトーク放送の利用者も、これらのことが影響して加入 者が減少傾向にあります。このようなことを踏まえ、今後も、ICT*社会に対応した様々な分野での地域 サービスの向上が求められます。
- ○宮若市においては、平成19年度から地域イントラネット*を利用し、市内の郵便局などで住民票などの 証明書を発行したり、主要な公共施設などに住民開放端末*を設置し、各種行政情報の閲覧や観光案内、 本会議の視聴などができるようになっています。

前期基本計画における成果・課題

情報通信基盤整備の推進

(ᢏ)公共施設間を結ぶ地域イントラネットは平成19年度から利用可能となっています。また、平成24年度から市 内の一部地域で民間事業者により光インターネットサービスが開始され、順次エリアが拡大しています。

電子自治体*の体制整備

🔀 県下35市町村で構成しているふくおか電子自治体共同運営協議会*にて、電子自治体の構築に向けて電子申請 システム*など各種システムの共同開発が行われていますが、利用団体間でのシステムの仕様や利用料金の相 違などの様々な問題があり、費用対効果を考えると現状でのシステム導入は難しい状況です。

地域情報化計画の推進、第2次計画の策定

😕 地域情報化の指針となる地域情報化計画については、現時点での国における通信基盤の整備に関する考え方や 電子自治体の構築に関する方針に流動的な部分が多く、策定を保留しています。

後期基本計画における主要な課題



市民ニーズに対応した情報通信基盤の整備が必要です。

高度情報化が進む中、市内における情報格差を是正し、市民が日常生活の中で情報通信サービスを有効に活 用できるよう、高速インターネットサービスの提供エリアの拡大が必要です。



国、県などの動向に合わせた地域情報化に向けた計画的な取組が必要です。

電子自治体の推進に向けて、国や県、周辺自治体と連携し、計画的な環境整備に向けた取組が必要です。

基本方針

◎地域情報化の推進により、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目指すとともに、情報通信技術を効果 的に活用した市民生活を送れるまちを目指します。

後期基本計画での主要事業



情報通信基盤整備の推進

事 業 名	事業の内容	担当課
●重点①高速インターネットサービス 提供エリアの拡大	市内における情報格差を是正するため、民間事業者との連携により、高速インターネットサービス提供エリアの拡大を推進します。	総合政策課

課題 事業 2

計画的な地域情報化の推進

事業名事業の内容		担当課
①第2次地域情報化計画の策定	情報通信基盤の整備や電子自治体の構築に係る業務システムの構築などを計画的に推進していくため、国の情報化に関する動向を踏まえ、第2次地域情報化計画を策定します。	総合政策課
②電子自治体の推進による 行政の効率化	電算システムの共同利用や自治体クラウド*などについて、県や周 辺自治体と連携し、導入を検討します。	総合政策課

計画事業

Ν	事業名	着手年度	達成年度	担当課
1	高速インターネットサービス 提供エリアの拡大	平成24年度	平成27年度	総合政策課

第6章

地域が自立した協働のまちづくり



第4節 人権尊重社会の構築

_____ まちづくりの現<u>状</u>

- ○同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV 感染者などの様々な人権が侵害されている現実があり、また、自殺や引きこもりの増加、学校や職場でのいじめ、家庭内暴力(DV)や虐待、社会的差別などの人権問題についても社会問題となっています。人々が互いに相手の立場に立って考えて理解し合い、相手の人権を尊重し、人間らしく生きることができるよう、人権尊重に対する取組が求められます。
- ○宮若市においては、児童生徒に対する人権教育や、市民に対する人権啓発のほか、人権講演会などを通 して人権問題に対する理解普及、啓発活動を進めています。
- ○社会の多くの分野で女性が活躍できる場が徐々に増えてきましたが、いまだに子育てや家事、介護への 男女の固定的な役割分担意識は根強く、男女の多様な生き方の選択を阻害しています。
- ○宮若市では、男女共同参画の意識啓発や女性の社会への参画機会の促進に努めています。

前期基本計画における成果・課題

人権教育、啓発活動の推進

- ⇒隣保館については、地域住民の自立支援や地域に開かれた福祉と人権啓発の拠点施設として利用促進を図っています。

人権相談の充実

男女共同参画社会の充実及び啓発・学習活動の推進

⇒平成22年度に男女共同参画基本計画を策定し、人権講演会や職員研修などを実施しています。

後期基本計画における主要な課題



人権に対する正しい理解と認識を深め、継続的な教育・啓発活動が必要です。

差別やいじめ、虐待などを許さない、自殺や引きこもりなどの問題を正しく理解する人権感覚のある市民を育てていくため、家庭教育や学校教育、社会教育などの連携を図り、人権教育・啓発の取組を進めていくことが必要です。



男女が対等なパートナーとして参加・参画できる地域社会づくりが必要です。

男女共同参画基本計画の推進により、固定的な男女の役割分担意識の見直しなど、男女が性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動などに平等、対等に参画できる社会の実現が必要です。

基本方針

◎市民一人ひとりが、人権意識や自尊感情を高め、自らが人権を守る力を身につけるとともに、他の人の人権や生命を尊重し、差別やいじめ、虐待、自殺や引きこもりのないまちを目指します。

を期基本計画での主要事業

課題 1 1

人権教育・啓発活動、人権擁護活動の推進

事 業 名	事業の内容	担当課
①人権教育の推進	人権教育・啓発基本計画に基づき、すべての人の人権が尊重され、 つながりを持ち、共に生きることができる人権尊重社会の実現の ために、市人権・同和教育研究協議会を始めとする関係機関と連 携しながら、人権教育の充実を図ります。	子育て·人権課 社会教育課
②人権啓発の推進	②人権啓発の推進 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権講演会や 地域懇談会、街頭啓発などの広報、啓発活動を推進します。 隣保館においては、地域に開かれた福祉と人権啓発の拠点施設と して利用促進を図ります。	
③人権相談の充実	人権問題に関し、気軽に相談ができるよう、法務局などとの連携 により、人権擁護委員による特設人権相談などの周知を図るとと もに、相談体制の充実を図ります。	子育で・人権課

課題 2 2 2

男女共同参画意識の啓発と女性の社会参画の促進

事業名事業の内容		担当課
①啓発・学習活動の推進	男女共同参画基本計画に基づき、広報紙などを通して男女共同参画意識の啓発を図るとともに、男女共同参画に関する講座の開催など学習活動を推進します。	子育で・人権課
②女性の社会参画の促進	審議会などへの女性の積極的な登用を図りながら、女性の社会参 画を促進します。	子育て·人権課 総務課



人権講演会



地域懇談会

第6章

第5節 ふれあい交流活動の充実

まちづくりの現状

- ○少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における市民相互の交流が減少し、連帯感が希薄になっています。
- ○市民の日常生活における生活圏は広域化しており、周辺自治体との連携や交流は、行政サービスの向上 や定住促進の観点から、まちづくりの重要な要素になっています。
- ○平成22年4月に、トヨタ自動車九州株式会社と宗像市との3者で、地域の活性化のための連携協力に関する協定書を締結しました。その後、トヨタ自動車九州株式会社の従業員のボランティアにより、学校などの遊具の塗装や公園の清掃活動などの地域貢献活動が行われています。
- ○経済や環境分野におけるグローバル化*が進む中で、国際的な視野に立ったまちづくりと活発な交流を担 う人材育成が求められています。
- ○平成20年度から、宮若市議団国際交流実行委員会により、韓国の晋州市の中学校と宮若市の中学校との 国際交流事業が行われています。

前期基本計画における成果・課題

市域内の交流の推進

€よるさと祭やスポーツフェスタなどのイベントを開催し、市民のふれあいや交流の機会を創出しています。

都市間の交流の推進

国際交流の推進

- (⇒)ALT*の受入れにより、語学・国際理解教育を行っています。
- 児童生徒の国際交流事業が各機関で実施されており、広報紙やホームページでその周知に努めています。

後期基本計画における主要な課題



市民の交流を促進し、まちを明るく元気にするイベントなどの取組が必要です。

市民の交流を促進するとともに、まちを明るく元気にし、一体感を醸成する、様々なイベントの実施が必要です。



様々な連携・交流により、高め合う機会を充実させることが必要です。

市域や分野などの枠組みを超えて交流を行うことは、新しい価値観との出会いや事業発展の可能性を秘めています。周辺自治体や企業との連携、交流を図り、高め合う機会を充実させることが必要です。



市民や企業と協働して、国際感覚を備えた人材を育成することが必要です。

グローバル化が進展する中、国際的な感覚を持ち、多様な文化を理解することは、一層心豊かに生活を送るために必要です。国際交流に関する情報の提供や、市民や企業と協働した国際交流の機会の創出などにより、国際感覚を備えた人材の育成を図ることが必要です。

基本方針

◎市民の交流や、地域を超えた交流などを推進し、活気にあふれ、向上するまちを目指すとともに、多文化を理解し、心豊かに生活するために、国際感覚を備えた人材の育成に努めます。

後期基本計画での主要事業

課題 事業 1 1

市域内の交流の推進

事 業 名	事業の内容	担当課
①市民交流イベントの充実	スポーツフェスタやふるさと祭などのイベントについて、幅広い世代の市民が気軽に参加し、交流と親睦を深めていくため、イベント内容の充実を図ります。	社会教育課 産業観光課
②合併10周年記念事業の実施	市町村合併により宮若市が誕生してから10周年を記念して、イベントなどを開催します。	総合政策課

課題 事業 2

ふれあい交流活動の推進

事 業 名	事業の内容	担当課
①観光等における周辺 自治体との連携の推進	広域的な観光・交流イベントの開催など、周辺自治体との連携により、交流人口*の拡大や市民相互の交流促進を図ります。	産業観光課
●重点②企業との連携強化		
③スポーツ施設を活用した 交流活動の充実	スポーツ施設を活用して、大会を誘致するなど、スポーツ振興の まちとして魅力を発信し、交流を推進します。	社会教育課

課題 事業 3 3

国際交流の推進

事 業 名	事業の内容	担当課
①国際交流の推進	各機関が実施する国際交流事業について、広報紙などを通した情報提供を図ります。また、市民や議会、企業との協働による多文化の紹介や国際交流の機会の創出を検討し、国際感覚を備えた人材の育成に努めます。	総合政策課

計画事業

No	事業名	着手年度	達成年度	担当課
1	合併 10 周年記念事業の 企画・実施	平成25年度	平成27年度	総合政策課



企業による地域との交流活動



日韓中学生の交流(宮若市議団国際交流事業)